

野々市中央公園 拡張整備事業 基本計画



令和6年3月
野々市市

目 次

1. 基本計画について	1
1-1. 基本計画の背景・目的	1
1-2. 基本計画の位置づけ	2
1-3. 基本計画策定の流れ	3
2. 野々市中央公園の概要	4
2-1. 対象施設および対象地の概要	4
2-2. 周辺・関連施設の整備計画	7
2-3. 上位・関連計画と本事業の関連性	8
2-4. 関係法令	10
2-5. 利用状況の把握（市民ニーズ調査）	11
2-5-1. 市民アンケート調査	11
2-5-2. こどもアンケート調査	13
2-5-3. 市民ニーズ調査から得られた意見	14
2-6. 検討委員会における意見	15
2-7. 民間事業者（サウンディング調査）の意見	17
2-8. 課題の抽出・整理	19
3. 基本方針	22
4. ゾーニング計画と土地利用計画	25
5. 整備方針	26
5-1. 整備方針の考え方	26
5-2. 各施設の優先度の検討	27
5-3. 早期に整備を行うゾーニングの設定	28
5-4. 整備方針	28
5-4-1. 拡張整備ゾーン	29
5-4-2. 既存施設ゾーン	31
5-4-3. 既存公園ゾーン	31
5-5. 災害時の利用計画	32
5-6. 動線計画	33
5-7. 植栽計画	33
6. 管理・運営計画、事業手法	34
7. 概算事業費	35
8. 目標指標	36
9. 事業スケジュール	36

1. 基本計画について

1-1. 基本計画の背景・目的

野々市市（以下「本市」）の下林三丁目、堀内二丁目に位置する野々市中央公園（以下「本公園」）は、開設面積6.7haの市内最大の都市公園（総合公園）である。

敷地内には市民体育館、市民野球場、テニスコート、運動広場、相撲場、椿鑑賞施設などを有しており、スポーツ施設や植物観賞などレクリエーション機能が充実し、緑豊かな自然に触れることができる、スポーツ・レクリエーションの場として市民に親しまれている。一方で、社会情勢の変化や多様化する利用者ニーズへの対応、近年多発している自然災害への対応や施設の老朽化対策に加え、将来的な人口減少・高齢化を背景とする行政サービスの担い手の減少や財政力が低下した状況における適切な維持管理のあり方など、様々な課題に直面している。

これらを踏まえ、本市では、市民のニーズに対応したスポーツ施設機能の充実、人と自然が共生する公園、既存施設の改善・改修、防災拠点としての機能強化などを柱とした拡張整備事業（以下「本事業」）を行うこととしている。

基本計画（以下「本計画」）は、課題解決のため、市民のニーズを的確に把握し、より良い事業となるよう策定するものである。

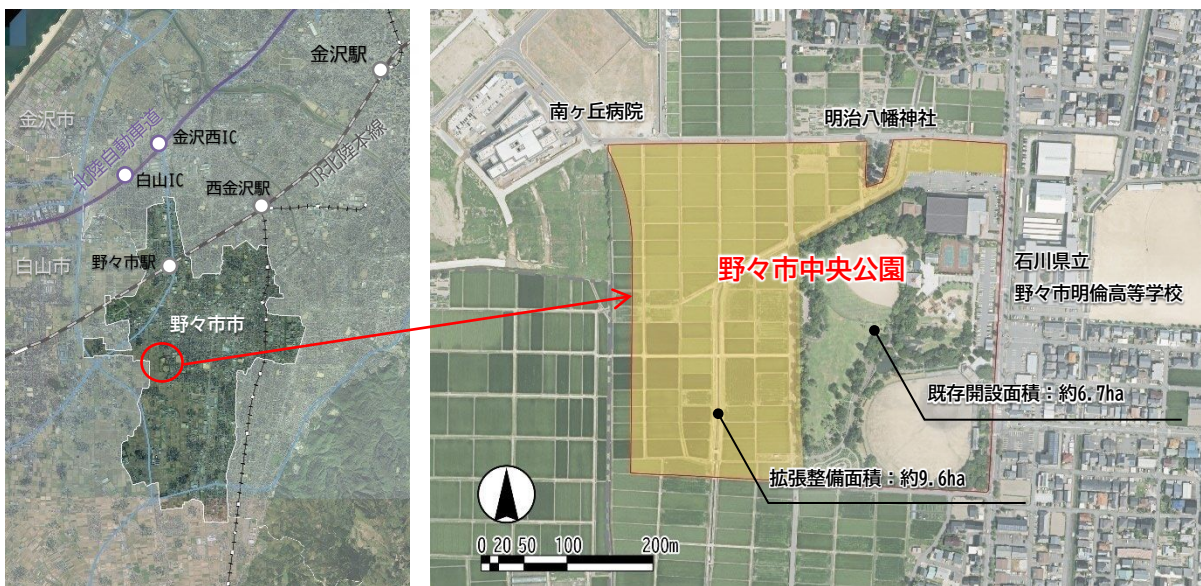


図1-1 野々市中央公園 位置図



図1-2 野々市中央公園 園内の様子

1-2. 基本計画の位置づけ

本計画は、「野々市市第二次総合計画（令和4年3月）」、「野々市市都市計画マスタープラン（令和5年1月）」などの上位計画や、野々市市教育委員会が策定した「野々市市体育施設整備実施計画（令和4年3月）」などを踏まえて策定した。また、策定にあたって実施した「野々市中央公園拡張計画に係る官民連携手法検討調査（国土交通省 令和4年度先導的官民連携支援事業）」による調査・検討結果も用いて、本事業に係る「計画の方針」「導入施設の機能」「概ねの配置および規模」の設定、景観、環境保全、管理運営方法等の検討を踏まえた「ゾーニング」「動線配置」など公園全体の基本的な内容を設定するものとして位置づける。

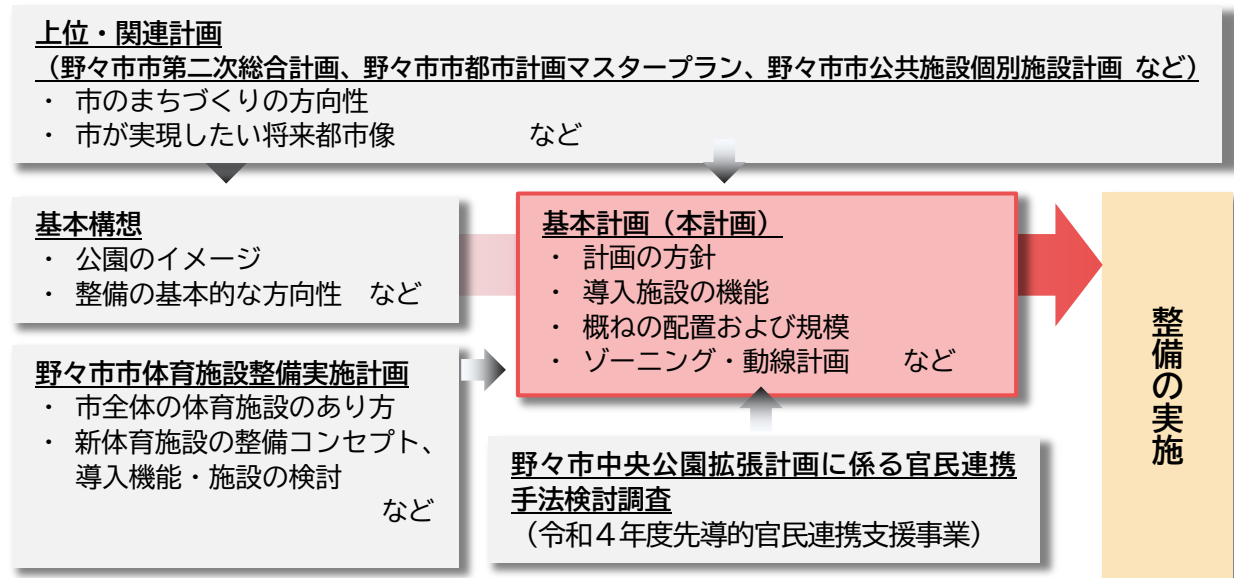


図1-3 基本計画の位置づけ

1-3. 基本計画策定の流れ

本計画の策定にあたっては、令和4年度より外部有識者等を含む検討委員会や市民ニーズ調査、民間事業者へのヒアリングを実施するなど、多方面からの意見を取り入れながら計画を策定した。



図1-4 基本計画策定の流れ

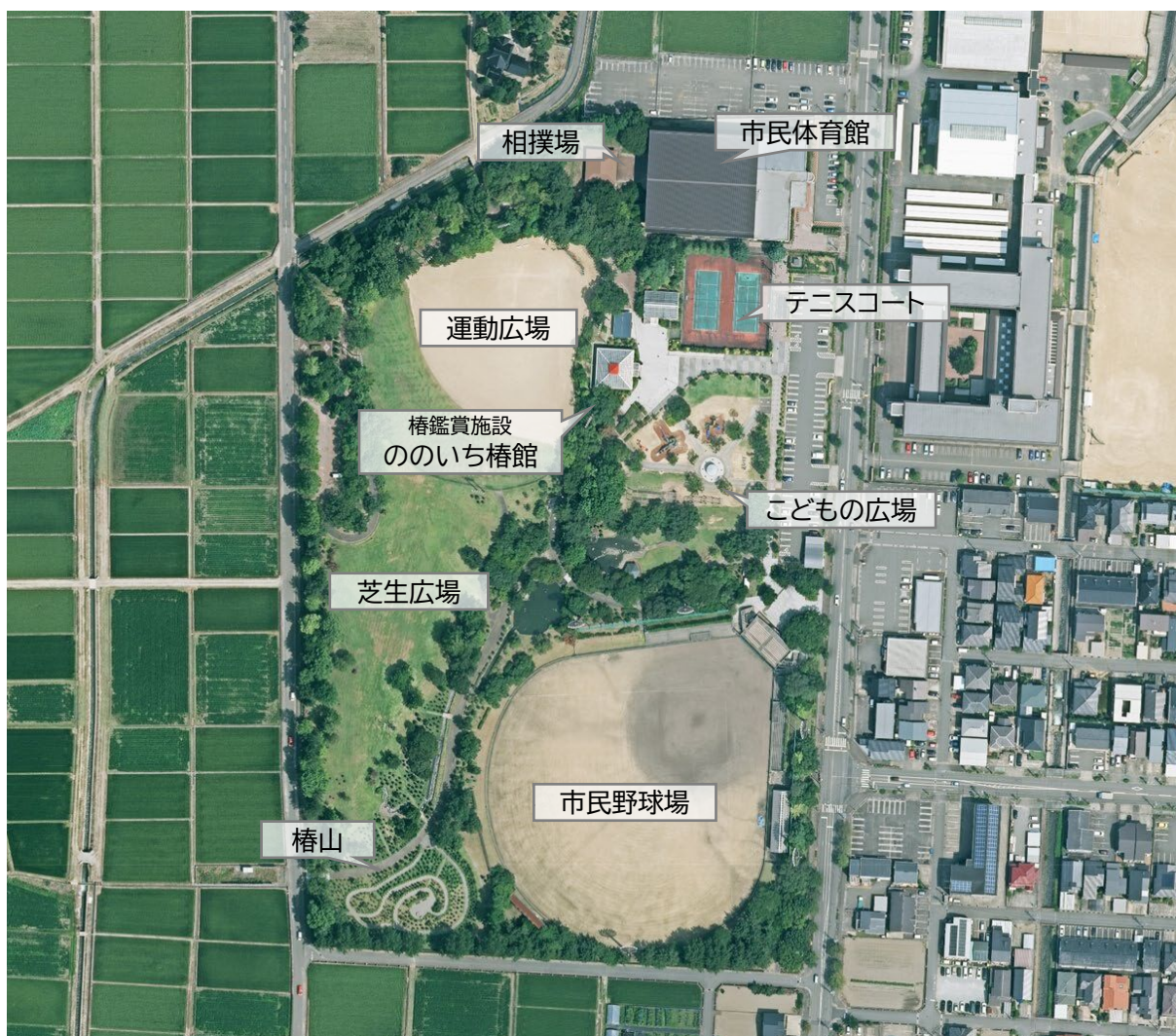


図2-2 野々市中央公園現況図



子供の広場・ののいち椿館・テニスコート



ののいち椿館



芝生広場・運動広場



市民野球場

図2-3 野々市中央公園の施設の状況



図2-4 野々市中央公園鳥瞰写真(東から西を臨む)

(2) 既存施設の現況

公園のスポーツ・レクリエーション系施設の基本情報は下表のとおり。

表2-5 野々市中央公園の施設の基本情報

施設	建築年度	構造	耐震性	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	防災拠点・ 避難所	施設概要
市民体育館	昭和 55 年	SRC	旧耐震	4,433	3,526	予備避難所、 応援機関拠点	大体育室、小体育室、 トレーニング室、会議 室
市民野球場	昭和 61 年	RC	新耐震	14,754	5812	防災広場、 市指定臨時離 着陸場	野球場（両翼 91.5m・ 中堅 120m）、管理棟 1 棟、電光スコアボード、 夜間照明設備
市民野球場 雨天練習場	昭和 62 年	S	新耐震	14,754	168	指定無	ピッチング練習場
野々市中央公園 運動広場	昭和 55 年	-	-	9,123	-	市指定臨時離 着陸場	ソフトボール・レクリ エーションスポーツ用 グラウンド 1 面、夜間 照明設備
野々市中央公園 テニスコート	昭和 55 年	-	-	1,600	-	指定無	屋外テニスコート 2 面、夜間照明設備
相撲場	昭和 63 年	-	-	886	-	指定無	入母屋型屋根付相撲場 1 面

出典：野々市市「野々市市公共施設個別施設計画」令和3年3月

2-2. 周辺・関連施設の整備計画

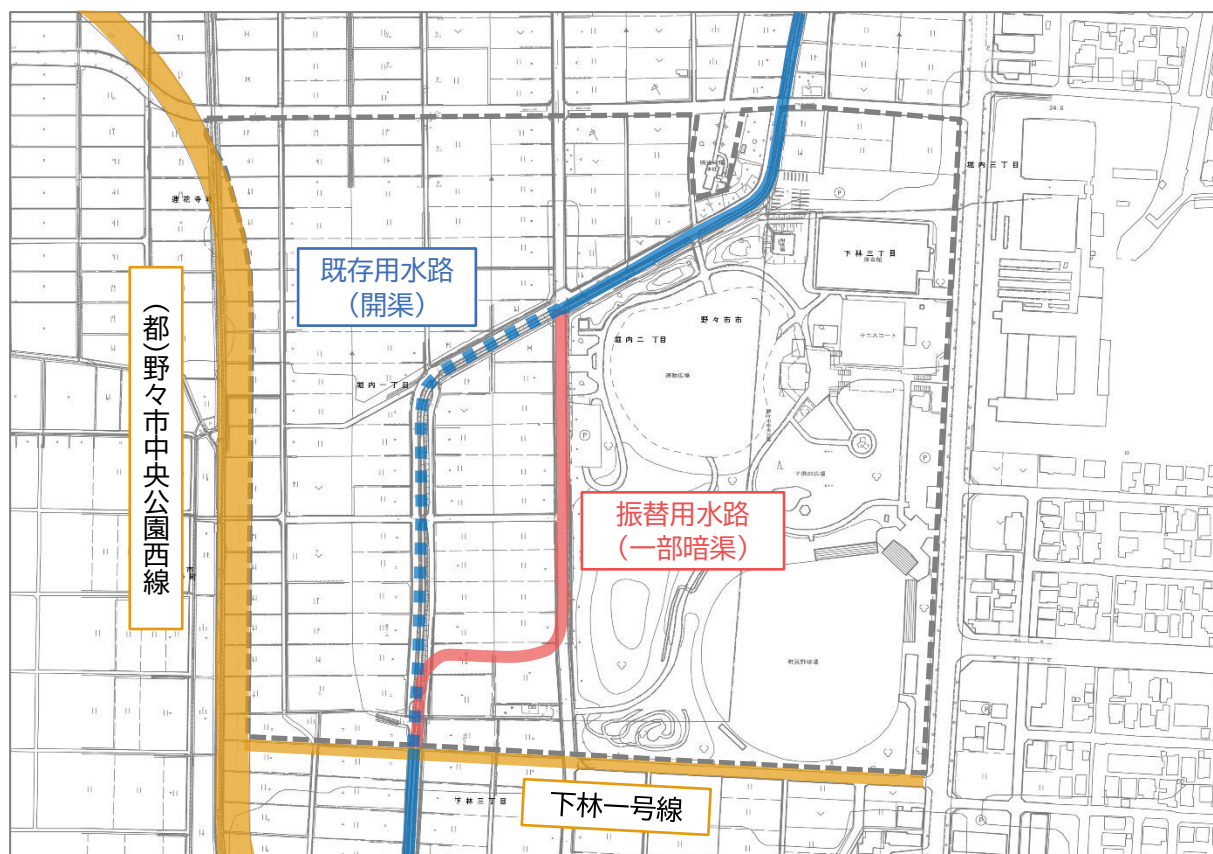


図2-6 用水路の振替え 予定ルート、外周道路の整備計画

(1) 用水路の振替え(郷用水 2-1 号支線)

本公園の敷地内には、手取川支流の郷用水2-1号支線が流れており、流水は周辺の農業用水として利用されている。本事業に伴い、公園利用者の安全性の向上や敷地の有効活用・効率的な施設配置のため、水路の移設および一部区間の暗渠化を図るものである。

(2) 外周道路の整備 ((都)野々市中央公園西線、下林一号線)

- ・(都)野々市中央公園西線は公園西側に位置し、県道矢作松任線を経由して、野々市市庁舎と野々市中央公園とを結ぶ幹線道路であり、土地区画整理事業や野々市中央公園の拡張事業により区域内に集散する交通を処理し、また防災拠点となる野々市中央公園へのアクセス性向上を図るものである。
- ・下林一号線は公園南側に位置し、(都)野々市中央公園西線と(都)堀内上林線とを結ぶ道路であり、野々市中央公園へのアクセス性の向上や公園利用者の利便性の向上を図るものである。

2-3. 上位・関連計画と本事業の関連性

(1) 野々市市第二次総合計画（令和4年3月）

平成23年度策定の「野々市市第一次総合計画」においては、体育施設の集約化と複合化による活動拠点の整備に取り組むこととし、野々市中央公園拡張計画に合わせて、市全体の体育施設整備について検討する方針を示した。

令和4年3月に策定された「野々市市第二次総合計画」では、「かがやき無限大 みんなでつくる インパクトシティののいち」を将来都市像（これからの都市のビジョン）としている。また、当計画においては、下記の方針が示されている。

■野々市中央公園に関連した位置づけ

- ・生涯スポーツの普及と振興、スポーツ団体の育成
- ・スポーツ施設の修繕や改修
- ・幅広い活動が可能となる新たなスポーツ施設の検討・整備
- ・関係人口拡大に向けた取組みとして、ののいち椿館や椿山を通じた椿のPR
- ・防災面の機能と多様なニーズに対応した公園のリニューアル・長寿命化や拡張整備

(2) 野々市市都市計画マスタープラン（令和5年1月）

令和4年度策定の「野々市市都市計画マスタープラン」においては、「みんなで創り 未来に続く 快適都市 ののいち」を全体構想の将来像とし、本市の都市づくりの方針を示した。

本公園が位置する西部地域の地域別構想では、「野々市中央公園を核とした 健やかで快適に暮らせる地域づくり」をまちづくりのテーマとしている。

■西部地域 まちづくりのテーマ

『野々市中央公園を核とした 健やかで快適に暮らせる地域づくり』

基本目標1：野々市中央公園における健康・交流・防災拠点の形成

- ・施設のバリアフリーやユニバーサルデザインの検討を行うとともに、施設の有効活用に向け、近隣の病院や福祉施設との連携について検討を行います。
- ・地域住民の交流の場としての利活用のみでなく、多様な市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として利用できるような施設の検討を行います。
- ・防災拠点として機能するよう、災害時の避難場所や備蓄倉庫、仮設住宅の建設予定地などの防災機能の強化について検討を行います。

基本目標2：野々市中央公園周辺における快適で安全な居住環境の確保

- ・西部中央土地区画整理事業の推進により、計画的な市街地形成を図ります。
- ・地区計画などによる快適で良好な住宅地の維持・形成を図ります。

基本目標3：快適で暮らしやすい生活環境の確保

- ・郷二丁目地区及び郷町地区においては周辺土地利用状況と一体となった市街地の整備を推進します。
- ・外環状道路（海側道路）の整備促進及び（都）野々市中央公園西線及び（都）高尾郷線の整備推進により、円滑な道路網の構築を図ります。
- ・国道8号、157号沿道に相応しい商業・業務系土地利用の誘導により、生活利便性の向上を図ります。

（３）野々市中央公園拡張計画基本構想（平成 27 年 7 月）

「野々市中央公園拡張計画基本構想」では、本公園の拡張範囲に導入する機能やその配置について検討し、本公園の拡張に合わせて新たな体育施設等を整備する方針としている。

表2-2 整備基本方針

防災拠点として機能強化	周辺地区や市街地の避難スペースの拡充や救援・復旧の活動の場、情報収集・伝達の拠点となる施設を整備するとともに、公園内の植樹帯や用水・池を活用した防災空間を形成し、災害時の中核を担う防災拠点として重要な役割を果たしていく。
運動施設の機能の拡充	老朽化する既存の運動・遊戯施設の改修を行うとともに、市内運動施設の集約化・複合化を図り、市民のニーズをふまえ、計画的に新たな運動施設を整備し、総合的な健康・スポーツ拠点の創出を目指していく。
人と自然が共生する環境づくり	公園内の樹林や既存用水路等を活用し、水と緑の良好な自然環境を創出していくとともに、隣接する社叢林の保全や市の花木「椿」の植栽等を施し、地域の気候・風土や歴史性を感じ、市民に親しまれる空間づくりを進めていく。
既存施設の改善・改修等	既存の管理・便益施設のバリアフリー対策や長寿命化を図り、効率的な施設の維持管理を実施していくとともに、再生可能エネルギーやエネルギー効率のよい設備等を導入し、環境負荷の低減に努めていく。

（４）野々市市体育施設整備実施計画（野々市市教育委員会、令和 4 年 3 月）

「野々市市体育施設整備実施計画」では、拡張区域に新しく整備する施設の種類、規模、配置等の整備方針を示している。

新たな体育施設の整備テーマについては、本公園に隣接する区域で「健康・交流・防災」をテーマとして進められている「野々市市西部中央土地区画整理事業」と一体とした活用を図るため、本公園の新たな体育施設等においても「健康・交流・防災」のテーマに沿った整備方針としている。

【施設の整備コンセプト】

①健康

年齢や障害の有無を問わず、誰もがスポーツに親しみ、心と体の健康づくりに資する施設

②交流

スポーツをはじめとした交流人口の拡大を通じた地域の活性化に資する施設

③防災

安全・安心なまちづくりに資する施設



図2-7 新たな体育施設の整備イメージ

（５）野々市市地域防災計画（令和 5 年 3 月）

「野々市市地域防災計画」では、災害応急対策や災害復旧に関する事項を示している。

本公園は「防災拠点」とされており、応援機関の活動拠点や防災広場として位置づけられている。また、市民体育館においては予備避難所及び応援機関拠点として位置づけられている。

2-4. 関係法令

本公園における施設整備や事業運営において、留意が必要な関係法令は下記のとおり。本事業を行うにあたり拡張する区域については、地元地権者の同意を経て都市公園区域とする都市計画決定がなされている（平成27年、令和6年）。

施設整備においては、都市公園法で定める公園施設の種類や建ぺい率を遵守する必要がある他、都市計画法や建築基準法により必要な対応が定められている。

事業運営においては、興行時や飲食の提供をする場合などの場面に応じて、消防法や食品衛生法が定められている。

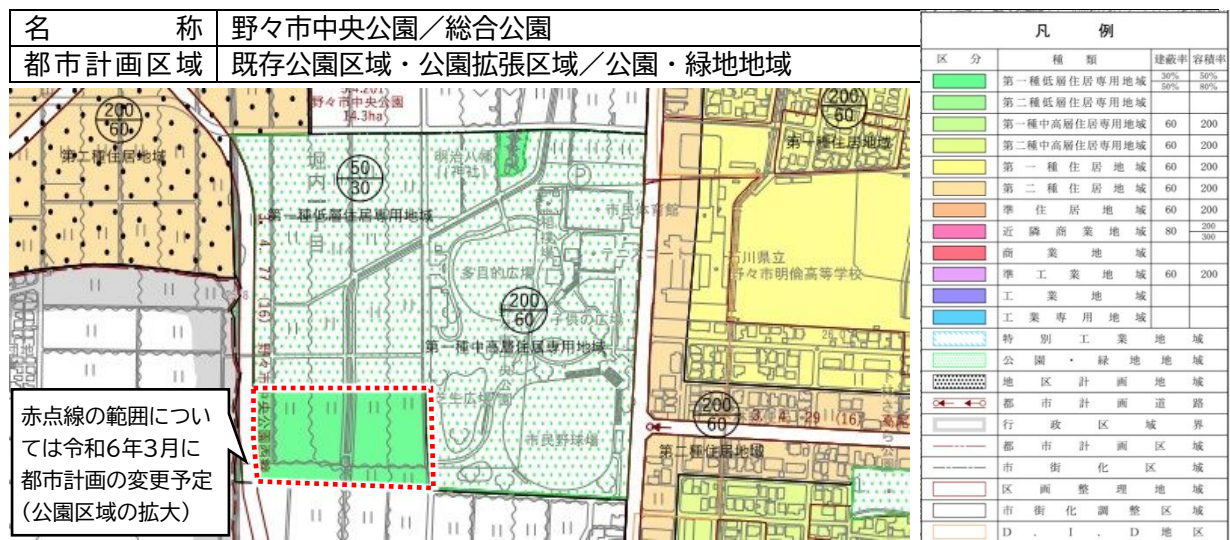


図2-8 野々市市都市計画図(令和3年9月)

表2-3 本事業に係る関係法令

対象法令	関係条例	施設整備	事業運営
都市公園法	野々市市都市公園条例	●	●
	野々市市都市公園条例施行規則		
道路法		●	●
都市計画法	野々市市都市計画法施行細則	●	
建築基準法	野々市市建築基準条例	●	
	野々市市建築基準法施行細則		
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	野々市市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	●	
屋外広告物法			●

表2-4 その他整備内容により関連する法令等

対象法令	関係条例	施設整備	事業運営
地方自治法		●	●
PFI法		●	●
屋外広告物法			●
食品衛生法			●
その他	石川県景観計画	●	
	野々市市建築・開発指導要綱	●	

※補注：施設整備・事業運営の状況によって他の法令も関係する可能性がある

2-5. 利用状況の把握（市民ニーズ調査）

本公園の利用状況の把握として、市民ニーズ調査（市民アンケート調査、こどもアンケート調査）を実施した。

2-5-1. 市民アンケート調査

現在の本公園の「魅力」や「改善箇所」の把握と、公園の拡張整備事業における「市民に求められる施設・機能」について、市民や公園利用者からご意見をいただくことを目的として実施した。

（１）調査実施概要

実施日：令和5年5月15日（月）～令和5年5月31日（水）

調査方法：WEBフォームによる回答、現地聞き取り、調査票の留め置き

回答者数：835票

（２）調査結果

調査で得られた主な利用状況・意見は以下のとおり。

なお、結果の詳細については参考資料編（P.2～P.14）にて掲載している。

① 利用状況・利用頻度

利用状況として、主に「子ども」との来訪が中心となっている。また、利用者の来訪頻度は、「年に数回程度」が最も多く、次いで「月に1～2回程度」と、日常的な利用が少ない状況にある。

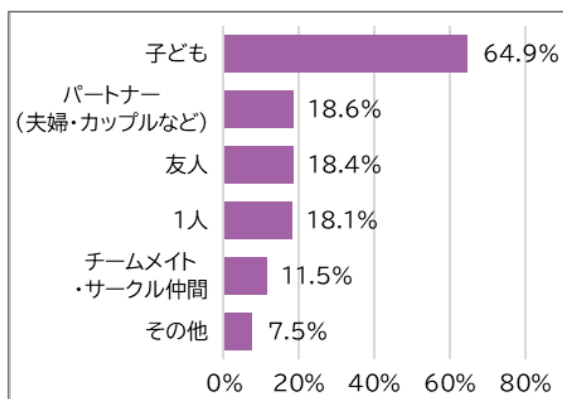


図2-9 本公園の利用経験者が誰と利用するか

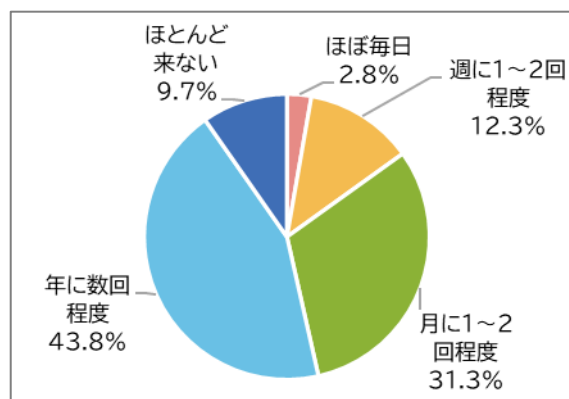


図2-10 公園利用者の来訪頻度

② 利用したことがある施設

利用したことがある施設について、「子どもの広場(滑り台などの遊具)」が最も多く、次いで「芝生広場」となっている。その他の施設は50%未満と利用状況に差が生じている。

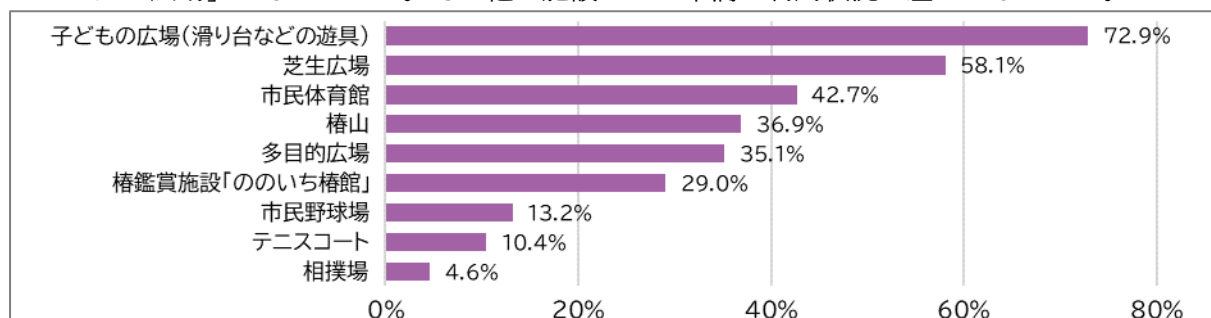


図2-11 本公園のうち利用したことがある施設

③ 公園の満足度

公園の満足度として「公園内の植栽・花などの緑」に対する満足度（満足・やや満足の合計）が最も高い。また、「運動施設の種類」に対する満足度が最も低く、本公園の利用経験がない回答者からは「利用したい施設がない」との回答が最も多く、本公園の備える施設が市民の需要に十分対応できていない状況にある。

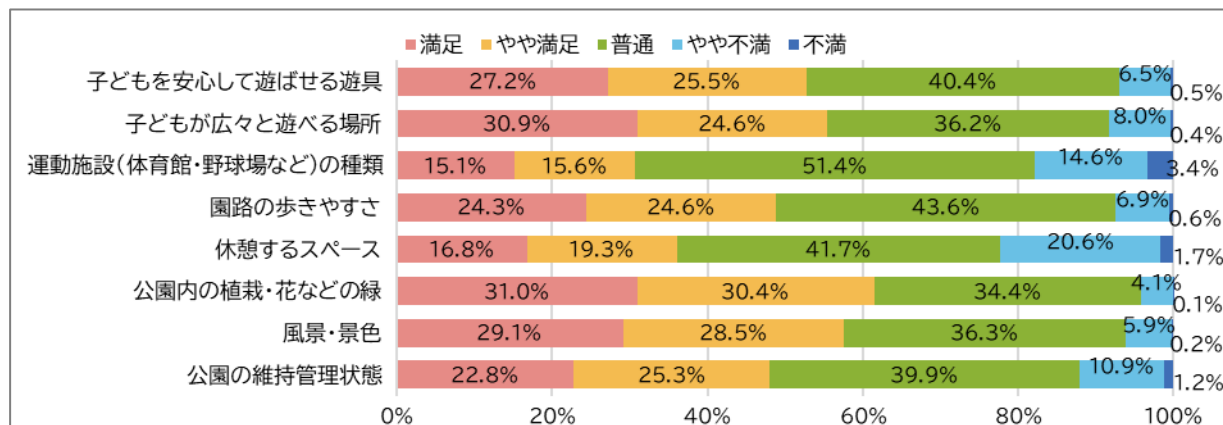


図2-12 本公園の満足度

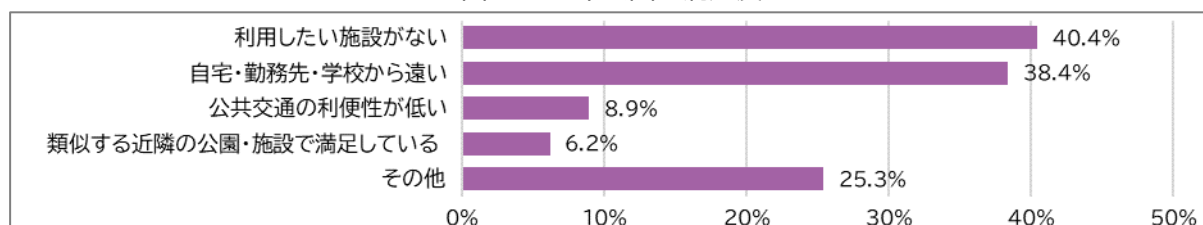


図2-13 本公園の利用経験がない回答者の利用しない理由

④ 利用したい公園施設

本公園にあったらいいと思う・あったら利用したい施設について、「天候に左右されず安心して子供を遊ばせることができる施設」が最も多く、その他、ランニング・ウォーキングコースや飲食施設など、多様な世代が利用できる施設に対する需要がみられるなど、子育て世代や高齢者など誰もが安らげる空間整備が求められている。

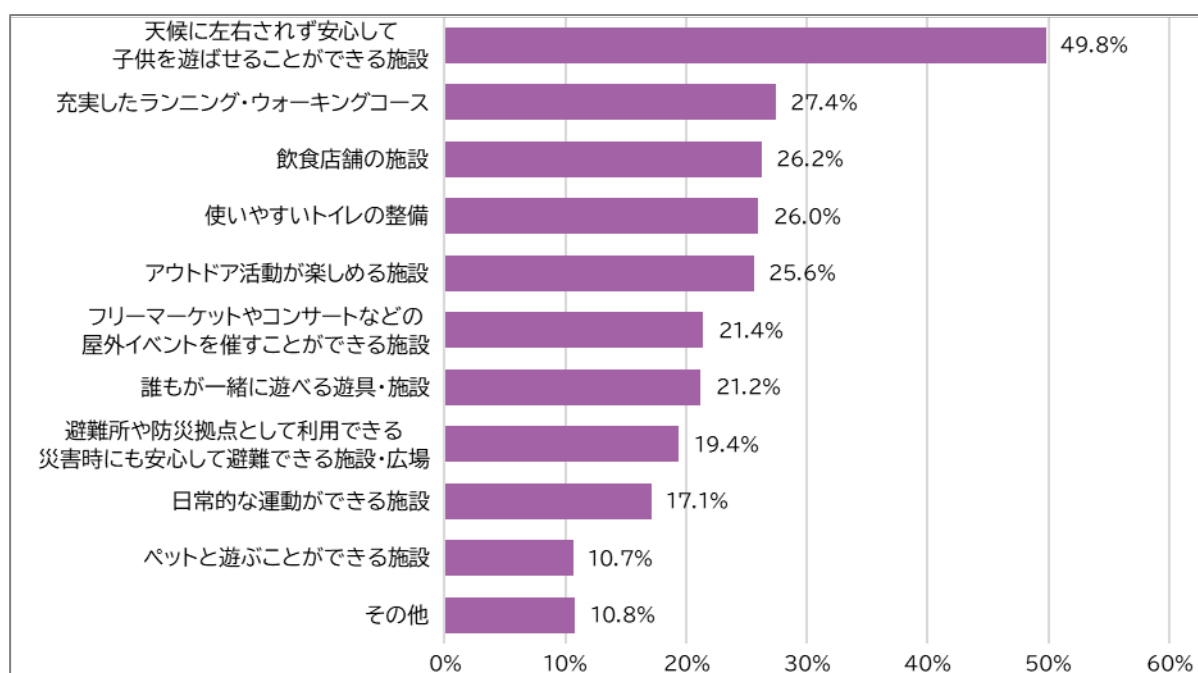


図2-14 本公園にあったら利用したいと思う公園施設

2-5-2. こどもアンケート調査

本公園の利用状況の把握と拡張整備事業で求める整備内容について、将来の野々市市を担う子どもたちのうち、市内の小学校6年生・中学校3年生を対象としてこどもアンケート調査を実施した。

(1) 調査実施概要

実施日：令和5年5月15日（月）～令和5年5月31日（水）

調査方法：Webフォームによる回答

回答者数：628票（小学校6年生：393票、中学校3年生：235票）

(2) 調査結果

調査で得られた主な利用状況・意見は以下のとおり。

なお、結果の詳細については参考資料編（P.15～P.19）にて掲載している。

① 拡張整備事業について、どんな公園にしたいか

小学校6年生は、「みんなが遊べる遊具がある公園」が最も多く、次いで「いろんなスポーツができる公園」となっており、中学校3年生は、「いろんなスポーツができる公園」が最も多く、次いで「みんなが遊べる遊具がある公園」となっていることから、多様な公園施設の整備が求められている。

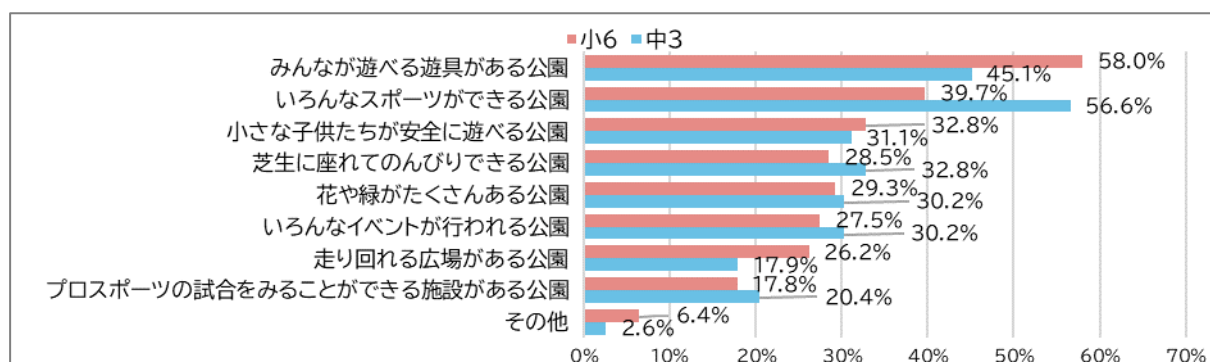


図2-15 本公園にあったら利用したいと思う公園施設

② 好きなスポーツ・やってみたいスポーツ

小学校6年生・中学校3年生ともに「バドミントン」が最も多く、次いで「バスケットボール」となっている。

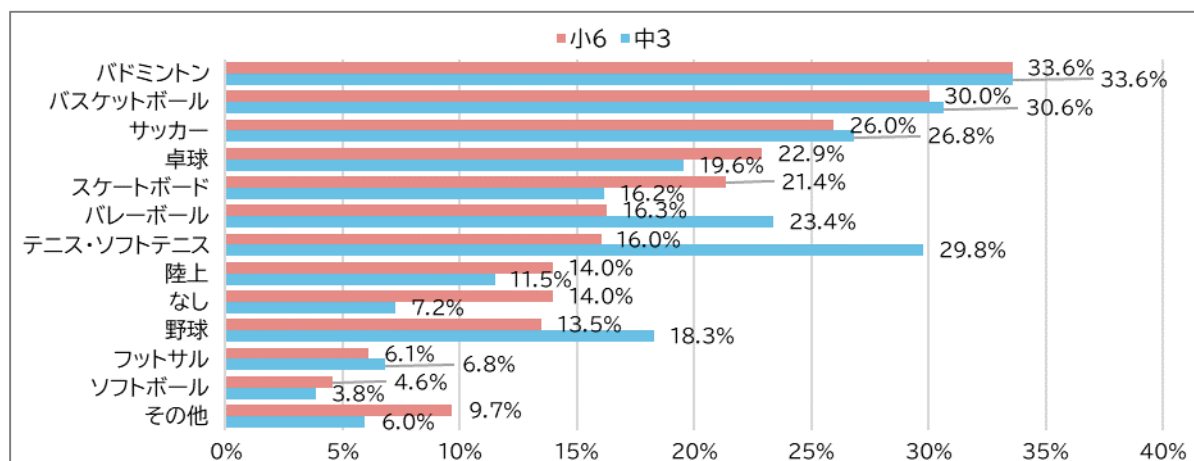


図2-16 好きなスポーツ・やってみたいスポーツ

2-5-3. 市民ニーズ調査から得られた意見

市民ニーズ調査により得られた、主な意見は以下のとおり。

凡例	市民	：主に市民アンケート調査で得られた意見
	子ども	：主に子どもアンケート調査で得られた意見

1 公園に関する意見

●時代のニーズに応じた柔軟な公園の利活用

- ・スケートボードなどのアーバンスポーツや選択肢に無いその他のスポーツのニーズがある
(市民 子ども)

●子育て世代や高齢者など誰もが安らげる空間整備

- ・みんなが遊べる遊具がある公園や色々なスポーツができる公園のニーズがある (子ども)

●利用者動線を考慮した、休憩・滞在ができる空間整備

- ・休憩するスペースや飲食店舗や使いやすいトイレなど、公園利用者の利便性が向上する施設のニーズがある (市民)

●イベントなどで活用しやすい空間整備

- ・ランニング、ウォーキングコースや健康づくり教室など、健康に資する施設やイベントのニーズがある (市民)
- ・音楽イベントやスポーツ観戦などにぎわい創出につながるイベントのニーズがある (市民)

2 施設に関する意見

●多目的な利用が可能な屋内施設の整備

- ・「見るスポーツ」よりも「するスポーツ」を重視する傾向にある (市民 子ども)
- ・天候に左右されず安心して子どもを遊ばせることができる「屋内施設」のニーズがある (市民)

●将来の維持管理も見据えた施設整備

- ・老朽化が進む施設の安全性・快適性を改善など、適正な維持管理のニーズがある (市民)

2-6. 検討委員会における意見

本計画の策定にあたり、有識者等で構成される検討委員会を設置し、計画に対するご意見をいただきながら策定に取り組んだ。

(1) 実施概要

委員会の開催状況は下記のとおり。

第1回 検討委員会（令和4年10月12日）
議題：・体育施設整備実施計画の概要説明 ・基本計画の内容、策定に向けた取組み ・サウンディング調査結果(中間報告)
第2回 検討委員会（令和5年3月30日）
議題：・民間事業者の意見も踏まえた計画諸条件の見直し ・民間事業者の提案に基づく配置イメージ図の提示 ・市民ニーズ調査の実施
第3回 検討委員会（令和5年8月28日）
議題：・市民ニーズ調査取りまとめ・報告 ・基本方針および整備方針
第4回 検討委員会（令和6年1月12日）
議題：・検討委員会での意見のとりまとめ ・基本方針および基本計画概要版

(2) 主な意見

検討委員会で得られた主な意見は以下のとおり。

なお、結果の詳細については参考資料編（P.22～P.39）にて掲載している。

1 公園に関する意見

●子育て世代や高齢者に配慮した公園整備

- ・本市は平均年齢が低く、若い人が多い。平均寿命の長さも全国トップクラスである。健康への意識が高い市民が多い自治体の特徴を踏まえて公園整備を検討する必要がある。
- ・地域性を伴った、身近で、次の世代を育てることができる公園とすることが望ましい。
- ・交通安全や防犯の観点から、安全・安心が確保でき、市民が心を許せる場所・環境の形成が必要。

●多目的な利用が可能な広場の整備(芝生広場)

- ・子どもたちが自由に走り回れるグラウンドや芝生広場など、子どもたちが健やかに過ごすことができる広場があれば十分である。

●まちなかにおける緑や自然環境の保全・活用

- ・本市は森林等の保全すべき緑地環境がないため、数少ない自然環境を保全・整備するなどを検討することも重要である。
- ・公園内の施設の配置について、開放感のある公園とする工夫が必要。
- ・規模の大きな公園であるため、公園全体のランドスケープが難しい課題となる。公園の風景が大きく左右されることに留意してもらいたい。

●特色を活かした野々市ブランドの向上

- ・本公園が国際優秀つばき園に認定されていることもあり、拡張整備を機に椿山の拡張や、指定管理者のノウハウによるPRの充実など、野々市ブランドの向上を期待したい。

- ・周辺施設との連携や本公園がどのような空間配置を行うのか、都市として・地域として必要な機能は何かなど、整理が必要。
- ・環境についても配慮し、使用材料を工夫するなど、可能な限り温室効果ガスを抑制した整備内容とすることで、地球環境に配慮した取組みであることを市民に示すことが必要。

●健康志向のための市民の意識醸成

- ・誰もが利用しやすい施設となるように、整備内容や仕組みについて工夫が必要である。
- ・身体を動かすことを楽しむ人を育てることが市としての役割である。

2 施設に関する意見

●市民のニーズに応じた整備

- ・市民が要望する最低限の機能を有する公園整備でよいと考える。近隣自治体に高規格のスポーツ施設があるため、大規模な大会等の利用は連携することが望ましい。
- ・本公園に求められる機能を明確化し、想定するターゲットを明らかにしたうえで、市としてどのような機能が必要なのか検討が必要である。

●適切な防災機能の整備・拡充

- ・災害リスクについて検討を行い、本公園に求められる防災機能を明確化したうえで、適切な防災機能の導入を行う必要がある。
- ・学校や病院といった周辺施設の立地状況を適切に考慮し、拠点施設としての機能や対応の検討が必要。
- ・全国的にも想定外の大規模災害が発生していることから、防災施設や復興拠点になり得る施設が必要。
- ・事業用地取得後は避難場所として活用できるように簡易的な整備をするなど、災害に備えることが必要。

3 その他の意見

●市の財政状況に見合った整備（身の丈にあった整備）

- ・民間事業者の意見を全て反映するほどの財政的余裕はなく、全ての施設を一括で整備することは困難であり、段階的な整備・市民と作る公園を検討すべき。
- ・大規模な施設を新しく作るばかりではなく、既存施設を有効活用することも野々市らしい取組みとなるのではないかな。
- ・長期的な視点から、将来的なニーズの変化等に柔軟に対応でき、可能な限り財政支出を抑制または収益を生むようなものとし、将来世代の負担とならないような公園としてもらいたい。
- ・財政的な問題や震災等により、改めて考え直さなくてはいけない課題が多数出てくるため、若い世代にとって夢のある施設の整備を目指すのであれば、もう少し時間をかけて議論することが必要。

●民間事業者の知恵やノウハウを上手く利活用

- ・民間事業者のノウハウや資金の活用により、維持管理・運営も含めた検討や、利用率の向上・収益還元等のメリットが見込める。
- ・公共施設として収益確保よりも市民利用を優先する考えはもっともだが、民間事業者の創意工夫による取組みが阻害されないように留意する必要がある。

2-7. 民間事業者（サウンディング調査）の意見

本公園の事業化にあたり、連携が期待される民間事業者の皆様から、当該公園の効果的な活用について、実現性の高いアイデアやノウハウの提案を受け、対話を通じて持続的かつ発展的な公園の整備・運営を行うための意向調査（サウンディング調査）を実施した。

（１）調査実施概要

① アンケート調査

調査期間：令和4年8月22日(月) ～ 令和4年9月9日(金)

調査対象：本事業に関心のある民間事業者など

回答数：27社

② ヒアリング調査

調査期間：令和4年9月27日(火) ～ 令和4年10月20日(木)

調査対象：アンケート調査回答者のうち建設・運営等に関わる可能性のある民間事業者

回答数：19社

（２）調査結果

民間事業者より得られた主な意見は以下のとおり。

なお、結果の詳細については参考資料編（P.40～P.43）にて掲載している。

1 公園に関する意見

●地域のニーズに応じた柔軟な公園整備

- ・民間事業者からの提案においても、市民のニーズを重視しながら検討する。
- ・導入施設は最新のトレンドを抑えることも重要であるが陳腐化も早いため、事業期間においても時代のニーズに応じて柔軟に変更できることが望ましい。

●自然を感じながら健康増進に寄与する公園整備

- ・椿山などの公園内の既存の豊かな自然を活かした、拡張整備区域も含めた公園全体を回遊できるウォーキング・ランニングコースなどの整備が望ましい。気軽な来訪・健康増進に寄与できる。

●屋内外の施設を利用した地域の賑わい創出

- ・様々な施設を有する野々市中央公園の特色を活かし、屋内外のスポーツ施設を同時に活用し、市民が様々なスポーツに触れる機会の創出が考えられる。また、公園全体を活用することで、多くの来訪者が期待でき、地域全体のにぎわいに繋がると考えられる。

2 施設に関する意見

●興行ではなく市民向けの整備

- ・興行対応とすると一般的な設備では対応できず、整備費が増加する。興行対応とする場合は、年間の興行数を確約できるプロスポーツチームのホームとするなど、市の政策としての検討が必要。
- ・市民が主体となった大会等のイベントでも、選手だけでなくサポートする指導者・応援する家族など、多くの人々が来訪するきっかけとなり、市全体への経済効果につながる。

●市民の日常利用を促進する施設

- ・収益性を高めるのみならず、市民に親しまれる公園とするためには、年間を通じて稼働率が高い施

設や、市民が日常利用できる施設を導入することが望ましい。

- ・地元住民が気軽に利用できる交流スペースがあるとよい。

●近隣類似施設との差別化

- ・周辺自治体が有する同種・同類施設と役割分担し、競合しないように導入施設を検討すべきである。
- ・集客性や稼働率の向上のためには、公共・民間施設関わらず、近隣にある類似施設との差別化が重要である。

●整備内容に幅をもたせた発注方式

- ・従来の仕様書発注ではなく、性能発注することで、民間事業者の創意工夫・ノウハウを発揮できる。
- ・施設配置にも自由度を持たせることで、既存公園も含めた運営・維持管理の最適化など、民間事業者の知恵やノウハウを活かすことが可能。

3 その他の意見

●変化する需要に柔軟に対応できる利用方法

- ・例えば、テニスコートとフットサルコートのフィールドを併用するなど、施設の用途を固定化するのではなく、様々な利用者のニーズに応えられるようにすると稼働率の向上や市民の利用満足度が上がると考えられる。

2-8. 課題の抽出・整理

本事業における課題について、「野々市市体育施設整備実施計画」において掲げられている整備コンセプトである「健康・交流・防災」の観点から、上位関連計画および各種調査・検討結果等、特に、「（１）市民のニーズへの対応」「（２）検討委員会での意見」「（３）サウンディング調査（民間事業者からの意見）」にて得られた課題を踏まえて整理した。

また、整理された課題とそれらに対応する基本方針について整理したものをP21に示す。

■野々市市体育施設整備実施計画における整備コンセプト

- 健康** 年齢や障害の有無を問わず、誰もがスポーツに親しみ、心と体の健康づくりに資する施設
- 交流** スポーツをはじめとした交流人口の拡大を通じた地域の活性化に資する施設
- 防災** 安全・安心なまちづくりに資する施設



凡例 ●：公園に関する意見 ●：施設に関する意見 ●：その他の意見

1 市民のニーズへの対応

- 時代のニーズに応じた柔軟な公園の利活用
- イベントなどで活用しやすい空間整備
- 子育て世代や高齢者など誰もが安らげる空間整備
- 多目的な利用が可能な屋内施設の整備
- 利用者動線を考慮した休憩・滞在ができる空間整備
- 将来の維持管理も見据えた施設整備

2 検討委員会での意見

- 子育て世代や高齢者に配慮した公園整備
- 市民のニーズに応じた整備
- 多目的な利用が可能な広場の整備（芝生広場）
- 適切な防災機能の整備・拡充
- まちなかにおける緑や自然環境の保全・活用
- 市の財政状況に見合った整備（身の丈にあった整備）
- 特色を活かした野々市ブランドの向上
- 民間事業者の知恵やノウハウを上手く利活用
- 健康志向のための市民の意識醸成

3 サウンディング調査（民間事業者からの意見）

- 地域のニーズに応じた柔軟な公園整備
- 市民の日常利用を促進する施設
- 自然を感じながら健康増進に寄与する公園整備
- 近隣類似施設との差別化
- 屋内外の施設を利用した地域の賑わい創出
- 整備内容に幅をもたせた発注方式
- 興行ではなく市民向けの整備
- 変化する需要に柔軟に対応できる利用方法

課題1 野々市市の特色を活かしたゆとりある憩いの空間の需要

- ①公園やスポーツ施設を活用し、新たに流入する人口との交流や市民にとって愛着のある場の形成が必要
- ②これまで本公園が育んだ子どもたちが、将来も利用し続けることが出来るよう、魅力ある公園整備や活気あふれるにぎわいの場が必要
- ③国際優秀つばき園を活用した魅力の発信に加え、景観や自然豊かな環境など、持続可能な公園としての機能強化や文化・コミュニティの継続・発展が必要

課題2 市民のニーズに対応したスポーツ振興

- ①市民の心と体の健康づくりを促進するよう、施設整備や利用方策の検討が必要
- ②市民のニーズに対応した整備だけでなく、変化するトレンドへの対応やスポーツを通じた地域全体の振興が必要
- ③市民利用を中心としながらも、興行やイベントなどで活用しやすい施設整備が必要

課題3 災害に強い拠点づくり

- ①激甚化・頻発化する災害に対応した、防災拠点としての機能強化が必要
- ②災害時においても、誰もが安全・安心に利用できる施設整備が必要
- ③都市内の緑としての保全・活用や持続可能な公園整備が必要

課題4 既存公園の老朽化対策・変化する需要への柔軟な対応

- ①老朽化への対策や適切な維持管理が必要
- ②既存施設との機能分担や近隣類似施設との差別化が必要
- ③市民活動の場としての利活用が必要

■ 野々市市体育施設整備実施計画における施設の整備コンセプト

健康	年齢や障害の有無を問わず、誰もがスポーツに親しみ、心と体の健康づくりに資する施設	【課題1, 2に関連】
交流	スポーツをはじめとした交流人口の拡大を通じた地域の活性化に資する施設	【課題1, 2に関連】
防災	安全・安心なまちづくりに資する施設	【課題3, 4に関連】

■ 市民ニーズ調査、検討委員会・サウンディング調査による意見

【凡例】：公園 公園に関する意見、施設 施設に関する意見、その他：その他の意見

1 市民のニーズへの対応

公園	時代のニーズに応じた柔軟な公園の利活用	【課題1, 2, 3, 4に関連】
公園	子育て世代や高齢者など誰もが安らげる空間整備	【課題1, 3, 4に関連】
公園	利用者動線を考慮した休憩・滞在ができる空間整備	【課題1, 4に関連】
公園	イベントなどで活用しやすい空間整備	【課題1, 2に関連】
施設	多目的な利用が可能な屋内施設の整備	【課題1, 2, 3に関連】
施設	将来の維持管理も見据えた施設整備	【課題1, 2, 3, 4に関連】

2 検討委員会での意見

公園	子育て世代や高齢者に配慮した公園整備	【課題1, 2, 3, 4に関連】
公園	多目的な利用が可能な広場の整備(芝生広場)	【課題1, 2, 3に関連】
公園	まちなかにおける緑や自然環境の保全・活用	【課題1に関連】
公園	特色を活かした野々市ブランドの向上	【課題1, 2, 4に関連】
公園	健康志向のための市民の意識醸成	【課題1, 2, 4に関連】
施設	市民のニーズに応じた整備	【課題1, 2, 3, 4に関連】
施設	適切な防災機能の整備・拡充	【課題3に関連】
その他	市の財政状況に見合った整備(身の丈にあった整備)	【課題1, 2, 3, 4に関連】
その他	民間事業者の知恵やノウハウを上手く利活用	【課題1, 2, 3, 4に関連】

3 サウンディング調査(民間事業者からの意見)

公園	地域のニーズに応じた柔軟な公園整備	【課題1, 2, 3, 4に関連】
公園	自然を感じながら健康増進に寄与する公園整備	【課題1, 2に関連】
公園	屋内外の施設を利用した地域の賑わい創出	【課題2, 4に関連】
施設	興行ではなく市民向けの整備	【課題1, 2, 3, 4に関連】
施設	市民の日常利用を促進する施設	【課題1, 2, 3, 4に関連】
施設	近隣類似施設との差別化	【課題1, 2, 3, 4に関連】
施設	整備内容に幅をもたせた発注方式	【課題1, 2, 3, 4に関連】
その他	変化する需要に柔軟に対応できる利用方法	【課題1, 2, 3, 4に関連】

■ 本事業に求められる機能と課題

課題1 野々市市の特色を活かしたゆとりある憩いの空間の需要

- ①公園やスポーツ施設を活用し、新たに流入する人口との交流や市民にとって愛着のある場の形成が必要
- ②これまで本公園が育んだ子どもたちが、将来も利用し続けることが出来るよう、魅力ある公園整備や活気あふれるにぎわいの場が必要
- ③国際優秀つばき園を活用した魅力の発信に加え、景観や自然豊かな環境など、持続可能な公園としての機能強化や文化・コミュニティの継続・発展が必要

課題2 市民のニーズに対応したスポーツ振興

- ①市民の心と体の健康づくりを促進するよう、施設整備や利用方策の検討が必要
- ②市民のニーズに対応した整備だけでなく、変化するトレンドへの対応やスポーツを通じた地域全体の振興が必要
- ③市民利用を中心としながらも、興行やイベントなどで活用しやすい施設整備が必要

課題3 災害に強い拠点づくり

- ①激甚化・頻発化する災害に対応した、防災拠点としての機能強化が必要
- ②災害時においても、誰もが安全・安心に利用できる施設整備が必要
- ③都市内の緑としての保全・活用や持続可能な公園整備が必要

課題4 既存公園の老朽化対策・変化する需要への柔軟な対応

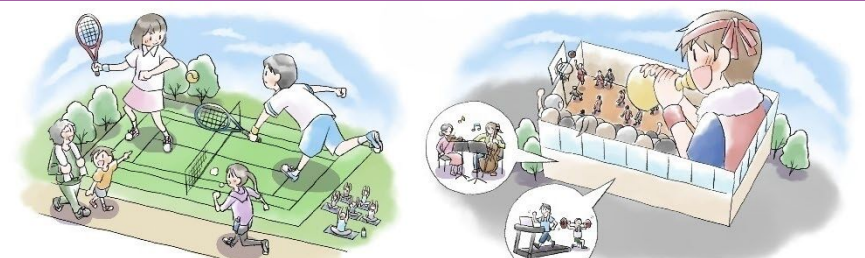
- ①老朽化への対策や適切な維持管理が必要
- ②既存施設との機能分担や近隣類似施設との差別化が必要
- ③市民活動の場としての利活用が必要

■ 基本方針

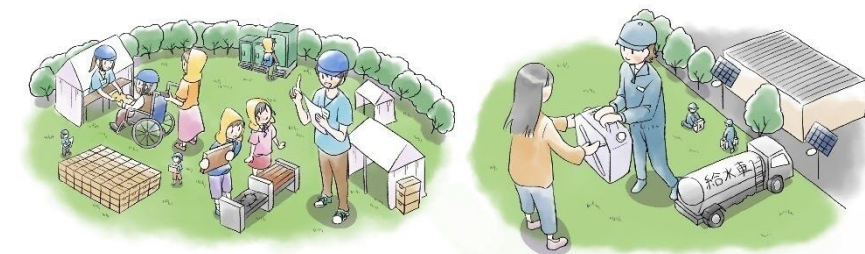
基本方針1 市民と豊かな自然が共生する憩いの空間づくり



基本方針2 スポーツの振興による地域のにぎわい創出



基本方針3 地域防災力の向上による安全・安心な拠点づくり



基本方針4 既存施設も含めた公園機能の最適化



3. 基本方針

本事業における課題を踏まえ、以下の4つを基本方針として定める。

整備にあたっては、スポーツを通じた市民の健康づくりや、激甚化・頻発化する自然災害への備えとしての機能強化、市民のニーズに応じたスポーツ施設整備を進めるとともに、自然環境への配慮や既存公園との調和などを考慮し、多くの市民に親しまれ、野々市の魅力を市外に発信できる場所を目指す。

基本方針1.	市民と豊かな自然が共生する憩いの空間づくり
基本方針2.	スポーツの振興による地域のにぎわい創出
基本方針3.	地域防災力の向上による安全・安心な拠点づくり
基本方針4.	既存施設も含めた公園機能の最適化

基本方針1. 市民と豊かな自然が共生する憩いの空間づくり

- ①子どもたちの遊び場や高齢者の憩いの場など、公園としての役割だけでなく、様々なスポーツ体験や市民の交流ができる環境を整備し、市民にとって愛着のある公園整備を行う。
- ②子どもたちが大人になっても楽しめるよう、時代のニーズにあった公園整備を行い、市民に利用され、市民が活躍できる場を整備する。
- ③椿をはじめとした植栽・緑が充実した公園を整備し、多様な生物が生息する環境を整え、豊かな自然と市民の憩いとが交流する空間を創出する。



図3-1 基本方針1の実現イメージ

基本方針2. スポーツの振興による地域のにぎわい創出

- ①新たなスポーツ施設などの整備により、誰もが生涯にわたって安全・安心にスポーツができる環境をハード・ソフトの両面から提供し、市民の健康に対する意識醸成を図る。
- ②多様化する市民のニーズや変化するトレンドに対応できる、時代に応じた柔軟な整備により、様々なスポーツ・文化活動に触れあう楽しさを体感し、地域全体のにぎわい創出を図る。
- ③市民が利用する施設を中心としながらも、プロスポーツの興行など“みるスポーツ”の提供やイベント等の実施により、スポーツ振興や交流人口の拡大を図る。

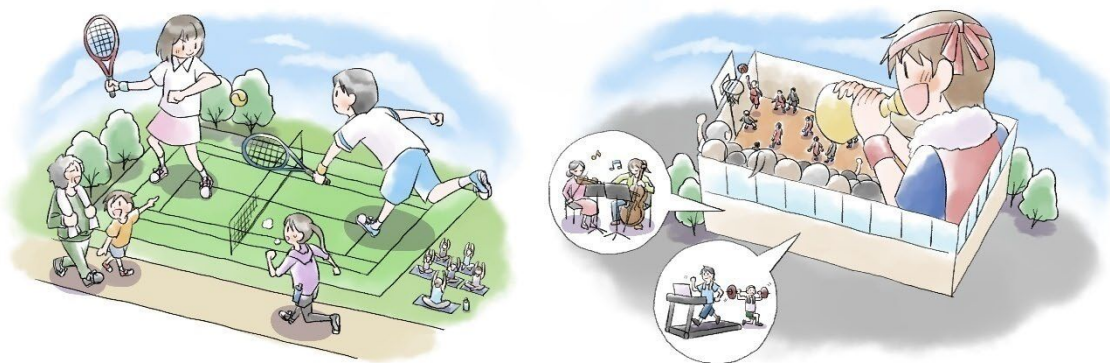


図3-2 基本方針2の実現イメージ

基本方針3. 地域防災力の向上による安全・安心な拠点づくり

- ①既存の野々市中央公園が有する防災機能に加え、新たな施設整備による、新たな防災機能の導入についても検討を行い、地域全体の防災力向上を図る。
- ②バリアフリーやユニバーサルデザイン※1など、災害時にも多くの利用者を想定した整備を行うとともに、平時から防災に関する市民の意識醸成を図る。
- ③公園全体をグリーンインフラ※2として捉え、災害時の避難場所や大雨時の貯水池など防災力を高めるとともに、樹木などの自然が有する機能を活用し、CO2排出量の縮減や高温化対策など都市の課題解決を図る。

※1 ユニバーサルデザイン：ユニバーサルデザインとは、「ユニバーサル＝普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

※2 グリーンインフラ：「グリーン」は、緑・植物という意味にとどまらず、緑・水・土・生物などの自然環境が持つ多様な機能や仕組みや自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のことをいう。

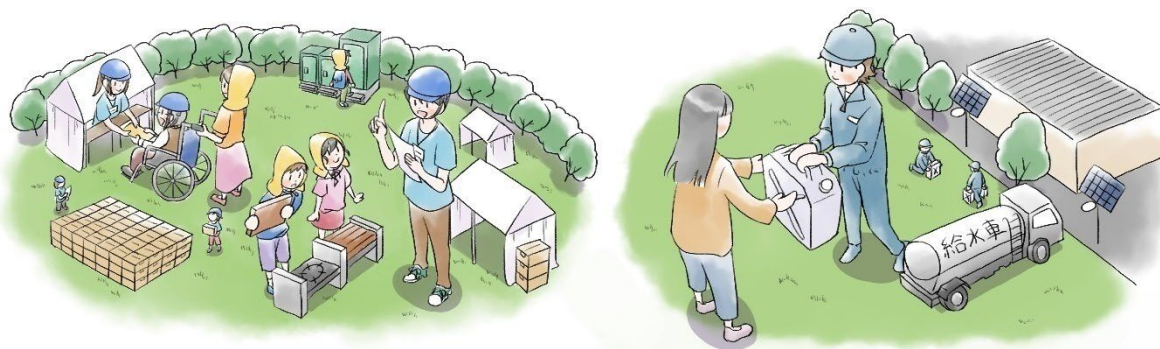


図3-3 基本方針3の実現イメージ

基本方針4. 既存施設も含めた公園機能の最適化

- ①老朽化が進行している公園施設においては、長寿命化計画などに基づき、安全・安心に利用し続けることができるよう適切な改修・維持管理を行う。
- ②新たな施設整備については既存施設とのバランスを考慮するとともに、市民だけでなく、多くの方々に利用されるよう、近隣にある類似施設との差別化を図り、野々市らしさを創出する。
- ③これまでの市民活動をはじめ、今後も多くの市民活動ができるよう、多種多様なイベントや地域と一体となったボランティア活動などを促進し、市民の誰もが活動・活躍できる場を整備する。



図3-4 基本方針4の実現イメージ

4. ゾーニング計画と土地利用計画

ゾーンごとのエリア整備・利活用計画は以下のとおり。

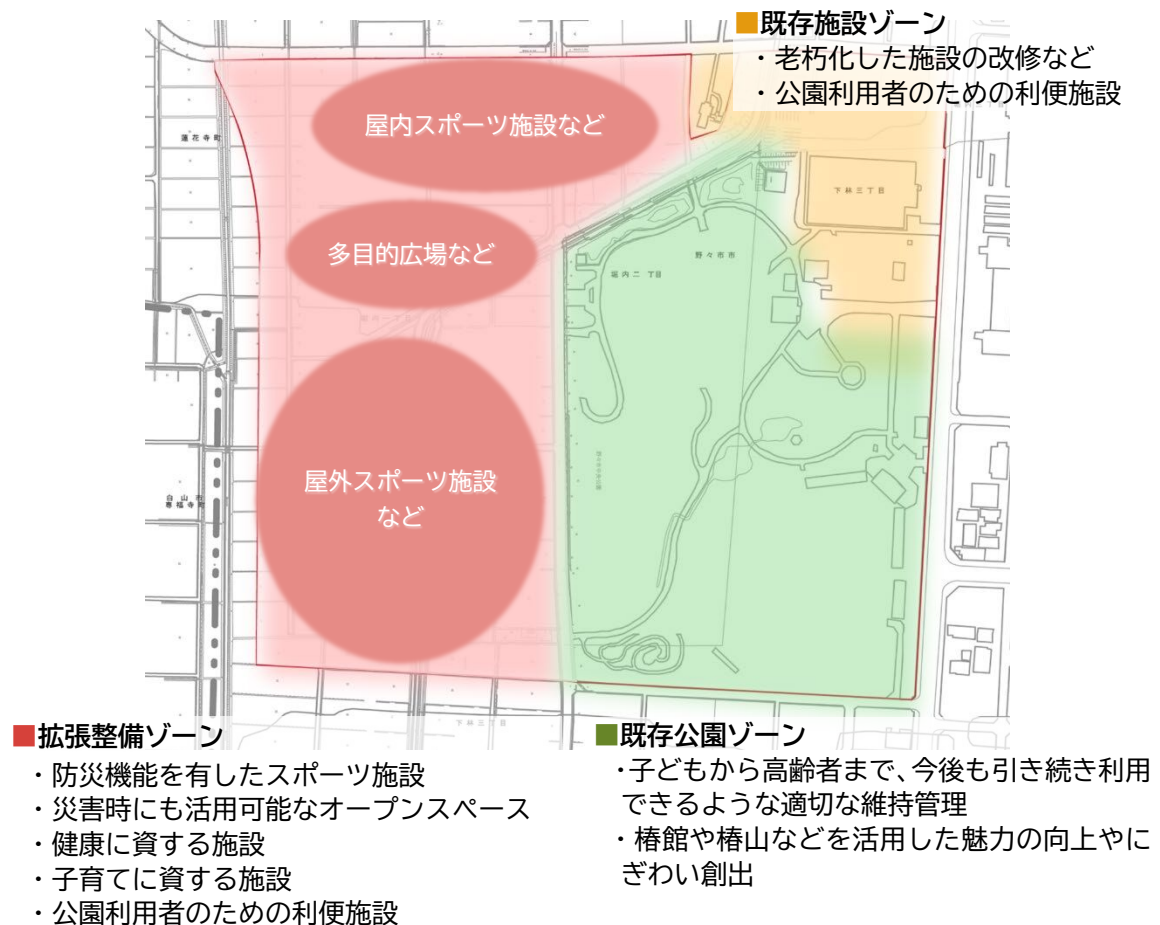


図4-1 ゾーンごとの土地利用イメージ

■拡張整備ゾーン

公園区域を拡大し、多様化する市民のニーズや災害への対応として、新たに施設整備を行うゾーン

■既存施設ゾーン

既存施設の改修・建替えによる、新たなにぎわい創出を図るゾーン

■既存公園ゾーン

椿館や椿山などを活用した公園の魅力向上や、既存公園施設の活用によるにぎわい創出を図るゾーン

なお、公園全体の利便性向上や魅力向上のため、以下について配慮する。

- ・各ゾーンに駐車場やトイレなどの便益施設を配置する。
- ・園路の整備など利用者動線に考慮し、ゾーン間の連続性を配慮する。

5. 整備方針

5-1. 整備方針の考え方

本事業は本市にとって大規模な事業であり、事業化に向けた取組みを進めるにあたっては、将来にわたり市財政をひっ迫しないよう、中長期的な視点をもって整備に取り組む必要がある。

そのため、上位・関連計画における整備方針の考え方から、本事業の整備で重視するポイントについて整理した。

■上位・関連計画における整備方針の考え方

●野々市市第二次総合計画 （令和4年3月）

- ・自然災害から市民の生命と財産を守るため、平時から災害に備え、災害時には迅速に行動できるよう防災対策が充実した災害に強いまちを目指す
- ・誰もが気軽にスポーツに親しみ、生涯にわたり健康的な体づくりができる機会の充実を目指す
- ・幅広い世代の市民が、スポーツイベントやスポーツ団体の活動への参加、プロスポーツ選手との交流などを通じ人と人とのつながりを育むことができるまちを目指す
- ・ゆとりとやすらぎを感じられ、防災面での機能も果たす公園を中心とした緑の空間づくりの充実を目指す

●野々市市都市計画マスタープラン （令和5年1月）

- ・市民の身近な憩いと安らぎの空間としての機能を有する緑の拠点として位置付ける
- ・地域住民の交流の場としての利活用のみでなく、多様な市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として利用できるよう施設の検討を行う
- ・防災拠点として機能するよう、避難場所や備蓄倉庫、仮設住宅の建設予定地など防災機能の強化について検討を行う

●野々市市緑の基本計画 （令和4年12月）

- ・地域のにぎわい創出やまちづくりの活性化を目指した交流促進の場として、公園の利用促進を図る
- ・市民の健康や交流、スポーツ・レクリエーション、広域的な防災拠点としての機能強化を進め、緑の拠点としての整備・充実を図る
- ・グリーンインフラを活用した課題の解決を図る。また、椿館や椿山など“椿の名所”として市の魅力を発信するための活用を図る

●野々市市体育施設整備実施計画 （令和4年3月）

- ・本市に備えていない機能を中心とした施設の整備を目指す
- ・多様化、複雑化する市民のスポーツに対するニーズへの対応や健康増進に向けたスポーツ意識の活性化のため、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、計画の実現を目指す

— 本事業の整備で重視するポイント —

- 大規模災害はいつ・どこでも発生する可能性があり、市民の生命・財産を守るため、防災に関する取組は急務であることから、施設整備においては『防災機能の強化』を重視する
- スポーツの振興に寄与し、にぎわい創出や交流機能の強化、健康増進に向けたスポーツ意識の活性化に資する施設についても、整備の優先度は高いものとする
- 市内に類似の民間施設がある場合には、整備の優先度は高くないものとする

5-2. 各施設の優先度の検討

「本事業の整備で重視するポイント」に加えて、各施設の優先度を整理する視点として、上位・関連計画により早期に整備が必要な機能といった事業の役割(視点①)、市民のニーズ(視点②)、財政支出の縮減や質の高いサービス提供に向けた官民連携手法の実現性(視点③)の3つの視点から、導入を検討する各施設について評価を行った。

視点① 事業の役割（上位計画・関連計画により早期に整備が必要な機能）

- ◎：効果的・効率的な『防災機能の強化』となる施設
- ：スポーツの振興や健康・交流につながる施設(民間施設も含めて市にない施設)
- △：上記以外の施設(既存施設の拡充、市内に同様の民間施設がある施設など)

視点② 市民のニーズ

- ◎：非常に高い
- ：高い
- △：あまり高くない

視点③ 官民連携の実現性

- ◎：建設面及び維持管理運営面において民間事業者の知恵とノウハウが活用可能
- ：事業の一部には民間事業者の知恵とノウハウが活用可能
- △：上記以外（従来方式とあまり変わらない、民間事業者のリスクが大きいなど）

表5-1 体育施設整備実施計画の検討施設における優先度と対応方針

施設		視点	評価 (◎：非常に高い ○：高い △あまり高くない)	総合評価 (優先度)	基本計画での対応方針	
屋内アリーナ (屋内施設)		①事業の役割	防災機能の強化（予備避難所の機能拡充、物資保管など）	◎	高	優先的に整備する (屋内スポーツ施設：必須施設)
		②市民ニーズ	市民が『する』スポーツとしての施設整備について、市民ニーズが非常に高い	◎		
		③官民連携	民間事業者の知恵とノウハウが最も発揮される施設であり、PFI事業に適している	◎		
立体駐車場		①事業の役割	利用者の利便性が向上。また防災機能の強化（物資や緊急車両の保管）	◎	低	優先的な整備とはしない (民間の創意工夫による整備は可)
		②市民ニーズ	現在は駐車場不足との意見が多いことから、平面駐車場にて台数確保を行う	△		
		③官民連携	拡張整備後の敷地は広大であり、当面は平面駐車場が十分に確保可能	△		
屋外 スポーツ ゾーン	陸上トラック	①事業の役割	本市にない施設であり、さらなるスポーツの振興が可能	○	低	民間の提案による整備とする
		②市民ニーズ	市民ニーズがあまり高くない	△		
		③官民連携	市の考えとして、まずは周辺自治体の類似施設について広域連携を検討する	△		
	サッカーコート	①事業の役割	本市にない施設であり、さらなるスポーツの振興が可能	○	中	
		②市民ニーズ	市民ニーズが高い	○		
		③官民連携	民間事業者によるスクール運営が可能であり、PFI事業に適している	○		
	テニスコート	①事業の役割	面数の増加により、利便性の向上や大会などの実施が可能	△	低	
		②市民ニーズ	現在の施設利用状況から潜在的なニーズは高い	○		
		③官民連携	民間事業者によるスクール運営が可能であり、PFI事業に適している	○		
BBQスペース		①事業の役割	公園のにぎわい創出につながる。また防災機能の強化（炊き出し機能）	◎	低	優先的な整備とはしない (民間の創意工夫による整備は可) ※災害時の炊き出し機能は必須
		②市民ニーズ	シーズンや週末などは一定の利用者が見込まれるが、平日の稼働が懸念される	△		
		③官民連携	民間事業者の事業の参入意欲が下がる	△		
多目的コート		①事業の役割	行政施設としては本市にない施設であり、天候に左右されずに利用可能	△	低	優先的な整備とはしない (民間の創意工夫による整備は可)
		②市民ニーズ	市民ニーズが非常に高い	◎		
		③官民連携	一体の事業とすると、事業期間が長くなることから、官民双方のリスクが高くなる	△		
屋内遊戯施設		①事業の役割	行政施設としては本市にない施設であり、天候に左右されずに利用可能	△	低	優先的な整備とはしない (民間の創意工夫による整備は可)
		②市民ニーズ	市民ニーズが非常に高い	◎		
		③官民連携	市の考えとして、まずは周辺自治体の類似施設について広域連携を検討する	△		
多目的広場 (芝生広場など)		①事業の役割	平時・災害時のどちらにおいても様々な活用が可能	◎	高	優先的に整備する (多目的広場：必須施設)
		②市民ニーズ	市民ニーズが高い	○		
		③官民連携	民間事業者の創意工夫が発揮される施設であり、PFI事業に適している	○		

5-3. 早期に整備を行うゾーニングの設定

「5-2 各施設の優先度の検討」より、屋内スポーツ施設と多目的広場を優先的に整備する施設として位置づけ、これらの施設の配置を想定している「拡張整備ゾーン」を早期に整備を組むゾーニングとして設定する。

また、既存公園ゾーンに配置している施設は、老朽化により事故等の危険性が高いものも含まれるため、公園施設長寿命化計画等に基づく整備を順次実施する。現在の市民体育館は、屋内スポーツ施設供用後に取り壊しが可能となるため、拡張整備ゾーンの供用開始後に新たな導入施設を検討する方針とする。

5-4. 整備方針

「5-3 早期に整備を行うゾーニングの設定」を踏まえ、整備イメージの一例を以下に示す。ただし、本事業は官民連携手法により事業化を目指していることから、本計画では整備イメージを確定せず、民間事業者等から提案をいただきながら具体の検討を進めることとしている。

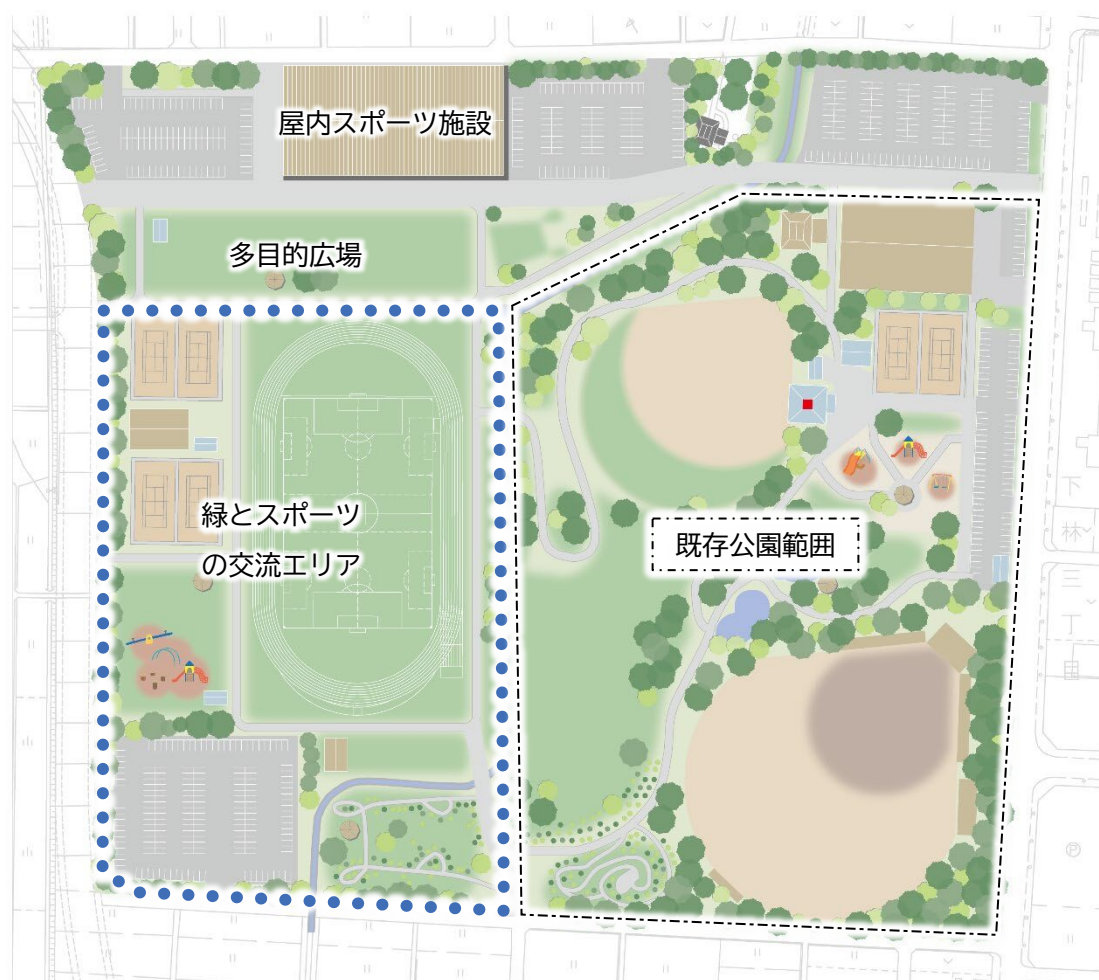


図5-1 整備イメージの一例

5-4-1. 拡張整備ゾーン

(1) 屋内スポーツ施設

- ・市民が活躍の中心となる「するスポーツ」の活用を重視した、市民大会やイベントに活用可能な機能を整備する。プロスポーツの試合や大規模な大会などの「みるスポーツ」についても、プロスポーツの公式試合や交流イベント、市民が活躍の中心となる各種スポーツ大会等が実施可能な施設とする。
- ・大会などの準備、災害時・非常時の物資搬出入に配慮し、外部から直接資材等を搬入できる出入口の設置等を検討する。
- ・プロスポーツの交流イベントや大会等を多くの人に見てもらえるよう、観客席を設置する。平時・イベント時ともに利用者の利便性や維持管理・運営の効率性を損なわないように、固定席・可動席等のバランスを検討する。
- ・市民の健康増進のためのトレーニングルームや、文化活動等にも活用可能なスタジオ・会議室など、その他の必要な諸室についても適宜配置する。
- ・災害時には予備避難所としての利用を想定し、発災直後の対応に必要な物資を保管する防災倉庫を備える。電力供給が途絶えた場合にも、一定期間は施設利用が可能な機能の設置を検討する。
- ・飲食物等の販売を行うスペースなど、利用者が飲食や談話、休憩するためのスペースの設置を検討する。
- ・小さな子ども連れの方も施設を利用しやすいよう、キッズスペースや授乳室の設置を検討する。

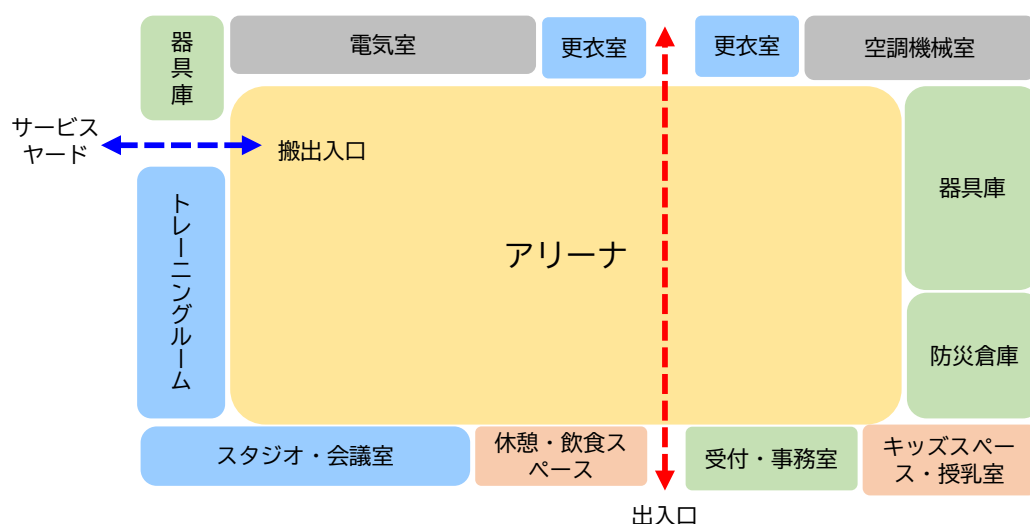


図5-2 屋内スポーツ施設の導入機能配置イメージ



市民のスポーツ大会イベント



幼児運動遊び教室

出典：袋井市スポーツ協会HP

図5-3 屋内スポーツ施設の活用イメージ

（２）多目的広場

- ・屋内スポーツ施設と連携した利用として、イベント時の滞留スペースや、屋外イベントの開催スペースとして利用する。



屋外のオープンスペースとしての利用



キッチンカーなどのイベント

図5-4 多目的広場の活用イメージ

（３）緑とスポーツの交流エリア

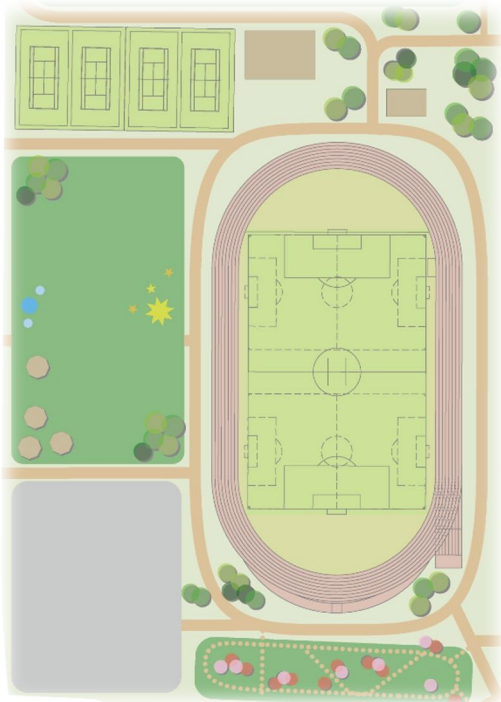
- ・多様化する市民のニーズに柔軟に対応できる土地利用を行うため、本エリアへの導入施設は下記の機能を想定し、民間事業者による提案をベースとし、緑とスポーツが調和したエリアとして整備する。

①スポーツ施設

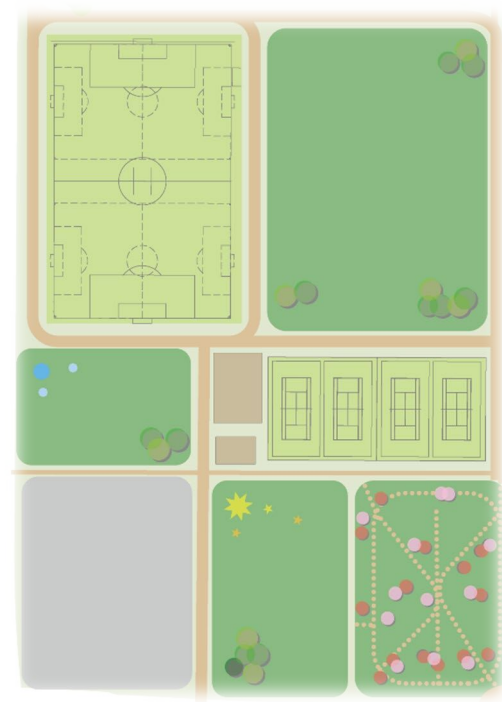
- ・屋外スポーツ施設 ：サッカー、テニス、陸上 など

②公園施設

- ・健康に資する施設 ：ウォーキング、ランニングコース など
- ・子育て世代に資する施設 ：交流スペース、遊具 など
- ・緑に資する施設 ：植栽、植樹、せせらぎ など
- ・その他利便施設 ：駐車場、飲食物販施設 など



【提案イメージ例 1】



【提案イメージ例 2】

図5-5 緑とスポーツの交流エリア提案イメージ例

5-4-2. 既存施設ゾーン

(1) 市民体育館

- ・現在の市民体育館は、屋内スポーツ施設供用後に取り壊しが可能となるため、拡張整備ゾーンの供用開始後に新たな導入施設を検討する。

(2) テニスコート

- ・市民の利用需要に対して面数が少なく、老朽化が進んでいるため、市民のニーズに適応した利活用を目指して、再整備を図る。

(3) 相撲場

- ・スポーツフェスティバルなど、イベントにおいて利用されている。引き続き長寿命化対策等を実施しながら継続して利用を行う。

5-4-3. 既存公園ゾーン

(1) 市民野球場

- ・軟式野球を中心として少年野球の大会等に活発に利用されている。継続して大会利用等を行うことを目指し、長寿命化対策として、管理棟の改修やスコアボードの建替え等を実施する。

(2) 椿鑑賞エリア（ののいち椿館、椿育成棟、椿山、椿の径）

- ・国際優秀つばき園に相応しい、様々な椿を感じられるエリアとして、継続して維持管理・運営を行う。

(3) 子供の広場・芝生広場エリア

- ・子どもが集う活気あふれるエリアとして、継続して維持管理・運営を行う。
- ・遊具の老朽化や舗装の危険箇所の改善等を、長寿命化計画に基づき適宜更新を行う。

5-5. 災害時の利用計画

(1) 災害拠点として必要な機能

本公園は、地域防災計画において防災拠点として位置付けられており、その防災機能の強化として次のような公園の活用を想定する。

発災直後

●予備避難所として一時避難者の受け入れ

- ・市民の安全を守るため、十分な収容人数を確保した避難場所としての機能。
- ・震災等に伴う火災の延焼から身を守ることができる緩衝施設としての機能。

緊急段階

●ヘリポート機能

- ・道路障害発生時には各種物資や傷病者の搬送を行う拠点としてのヘリポート機能。

●応援関係機関受入機能

- ・大規模災害発生時には、救助活動等のための、自衛隊や消防、警察など、応援関係機関の受け入れ場所としての機能。

応急段階

●応急仮設住宅用地

- ・応急仮設住宅を建設するための敷地の確保。

復旧・復興段階

●災害廃棄物・復旧資材置き場

- ・災害廃棄物や復旧のための建設資材などを仮置きする敷地の確保

●子どもたちの遊び場（メンタルケア）

- ・被災した子どもたちが平常時から離れ、親しんでいる場所で遊ぶことなどによりストレスを緩和するための場所の確保。

(2) 災害時の利用計画

災害時の各施設の利用イメージは下図のとおり。



図5-6 平常時・災害時の利用イメージ

5-6. 動線計画

園内の動線は下記の方針に基づいて整備を行う。

（１） 利便性の高い進入口

- ・周囲の道路から、自動車（普通車、大型バス等）、歩行者、自転車利用者等が安全に、それぞれの施設にアクセスしやすい利便性の高い進入口を整備する。
- ・公園の顔となるメインの進入口と補助的に利用する進入口を分散配置する。
- ・出入りによる車両の滞留が生じないように、幹線道路側にメインの進入口を設ける。

（２） 安全に配慮した歩行者と車両の動線の分離

- ・公園内の園路を歩行者が安心してゆとりをもって通行できるよう歩行者空間を確保する。
- ・日常的な管理車両通行、災害時における緊急車両の通行・駐車スペースを確保する。

（３） 園内を快適に回遊することのできる園路の整備

- ・既存園路を活かした各ゾーン・各施設をつなぐ動線を形成する。
- ・歩行者が椿や四季折々の緑を楽しみながら往来できる回遊路を確保する。

（４） 駐車場・駐輪場の配置

- ・利用者の利便性に配慮した駐車場・駐輪場を園内に分散配置する。
- ・周辺の交通渋滞等の影響を及ぼさないような駐車場容量を確保する。

5-7. 植栽計画

園内の植栽は、下記の方針に基づいて整備を行う。

（１） 野々市市らしいランドスケープ※の形成

- ・本公園がこれまで育んできた市民から親しまれている景観や、白山眺望など周辺の豊かな自然環境を楽しむことができる景観を継承する。

※ランドスケープ：「景観」や「風景」「眺望」の意味。狭義では「眺め（眺望）」や「土地の広がり」をさし、広義では「自然」と「人間」のかかわりを広く含む言葉。

（２） 公園全体の調和がとれた景観づくり

- ・公園全体として調和がとれた景観を形成するよう、市花木である椿をはじめとする様々な樹木や草木を植栽する。

（３） 居心地の良い空間の形成

- ・オープンスペースは広い空間を確保できるよう、芝生などの植栽を中心としながら、利用者が憩い・くつろぐことができるよう緑陰を形成する。
- ・各ゾーンを一体的につなぐ園路やエントランスは来園者を心地よく迎えるため、椿や四季を感じる植栽を行う。

6. 管理・運営計画、事業手法

本事業は、本市にとって規模が大きく、建設費のみでなく維持管理費や運営費なども非常に大きくなると予想される。そのため、近年の物価上昇や光熱費の高騰にも適切に対応できるよう、柔軟な計画とする必要がある。

事業化にあたっては、既存の公園区域を含めた公園全体の活性化や、収益施設や利用率向上による採算性の改善、公的負担の軽減といったことが求められることから、民間事業者の知恵とノウハウを活用した官民連携手法（PFI、公募設置管理制度（Park-PFI）、指定管理者制度など）の最適な組み合わせを検討し、適切な事業手法により事業化を目指すこととする。

そのため、事業化に向けて、市民のニーズを適宜確認、市場性の有無の検討、民間事業者の参入意欲や連携の実現可能性の調査など、民間事業者やスポーツ関係団体などと引き続き協議・検討を進めることとする。

■PFI(private finance initiative)事業の概要

- ・公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間主導で効率的かつ効果的に社会資本を整備・管理し、質の高い公共サービスの提供を行おうとするもの。
- ・PFI事業を推進するため「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が平成11年7月に制定され、同法に基づく基本方針が平成12年3月に策定されている。

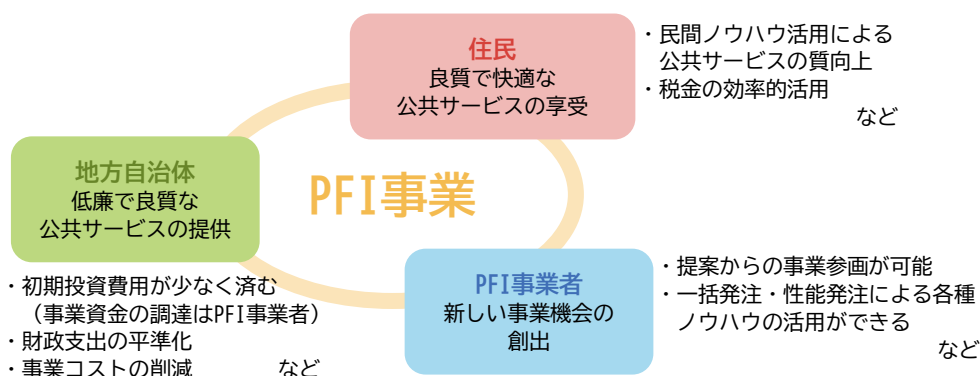


図6-1 PFI事業の概要

公募設置管理制度(Park-PFI)の概要

- ・都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- ・事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



Park-PFIの活用によって促される効果

- 公園管理者側** 公共部分の整備に収益を充当させる仕組みが法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される
- 事業者側** 法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる
- 公園利用者側** 公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

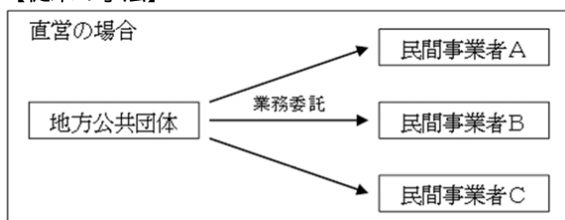
出典：国土交通省HP「公募設置管理制度（Park-PFI）の概要」

図6-2 公募設置管理制度の概要

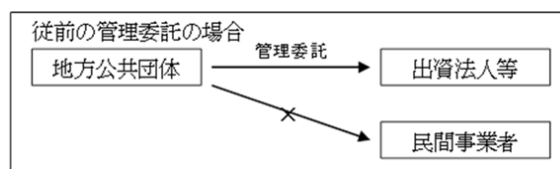
■ 指定管理者制度の概要

- ・公共施設をノウハウのある民間事業者等の管理してもらう制度のことで、地方自治法 第244条に定められている公民連携手法のひとつ。
- ・指定管理者制度の場合、行政は必要とされるサービスの水準（要求水準）のみを民間事業者に提示し、具体的な工法や実施手順については民間事業者の提案に委ねるという方法（いわゆる「性能発注」）が可能となる。

【従来の手法】

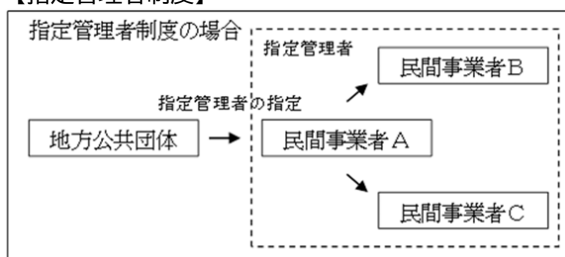


- ・行政があらかじめ定めた仕様に沿って業務委託を発注する（仕様発注）
- ・個別の発注業務単位での部分最適にとどまる（経営責任は地方公共団体に残る）



- ・行政があらかじめ定めた仕様に沿って管理委託を発注する（仕様発注）
- ・民間事業者への委託は不可（公的団体、出資法人等に限定される）

【指定管理者制度】



- ・必要とされるサービスの水準（要求水準）のみを提示して民間事業者の提案に委ねる発注方法が可能（性能発注）
- ・1社または複数の民間事業者が施設の管理運営を包括的に実施し、必要に応じ業務を分担する（経営責任は指定管理者が行う）

税金の効率的な活用、
公共サービスの質の向上、
公共施設の魅力向上が期待できる

参考：国土交通省「官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン」平成26年4月
図6-3 指定管理者制度の概要

7. 施設整備に関する概算工事費

「5-4 整備方針」に基づく施設整備に関する概算工事費は以下のとおり。「緑とスポーツの交流エリア」については、提案イメージ例についてそれぞれ算出した。

また、概算工事費は現在の物価における価格であり、建築工事などに着手の際には、資材高騰や人件費の高騰などの影響を考慮する必要がある。

表7-1 施設整備に関する概算工事費

(イメージ①)	(イメージ②)
・屋内スポーツ施設・・・約35億円	・屋内スポーツ施設・・・約35億円
・緑とスポーツの交流エリア	・緑とスポーツの交流エリア
陸上+サッカーコート・・・約9億円	サッカーコート（1面）・・・約3億円
テニスコート（4面）・・・約1億円	テニスコート（4面）・・・約1億円
その他公園施設等・・・約10億円	その他公園施設等・・・約14億円
・多目的広場、駐車場等・・・約12億円	・多目的広場、駐車場等・・・約12億円
合計 約67億円	合計 約65億円

※上記イメージ①②は、「5-4-1 拡張整備ゾーン」における「図5-5 緑とスポーツの交流エリア提案イメージ例」の整備を想定して算出

8. 目標指標

本事業を適切に推進し、基本方針の実現を目指すため、目標指標を設定する。

なお、本事業は完成までに長い期間を要することから、まずは短期の目標(令和6年度～令和10年度)を設定し、その後、事業の進捗や社会情勢の変化などを適切に踏まえながら、中長期の目標(令和11年度～)を設定するものとする。

本計画における短期の目標は以下のとおり。

表8-1 短期の目標(令和6年度～令和10年度)

定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
	当初現況値	中間目標値	最終目標値
	令和6年度当初	令和8年度末	令和10年度末
1.災害時に応急仮設住宅が確保できる割合を増加させる。 野々市市地域防災計画に基づき、災害時に応急仮設住宅を確保できる戸数の割合 (整備済みの都市公園のうち確保できる応急仮設住宅の戸数/整備予定の都市公園のうち確保できる応急仮設住宅の戸数)×100	67%	67%	100%
2.排雪場所として必要な面積割合を増加させる。 大雪等の雪害時において、排雪場所として活用可能な面積の割合 (整備済みの都市公園等のうち排雪場として活用可能な面積/整備予定の都市公園等のうち排雪場として活用可能な面積)×100	32%	32%	100%

9. 事業スケジュール

本事業をPFIでの実施とした場合に想定するスケジュールを以下に示す。なお、現時点では令和8年度の事業者公募を予定しているが、本市の財政状況や社会情勢の変化も踏まえながら、適時適切に事業化に向けた取組みを進める必要がある。

表9-1 事業スケジュール(PFI事業の場合)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	...
野々市市		事業認可	事業地取得		事業者公募等	民間事業者との契約							事業期間は15～30年の範囲で検討中
	基本計画策定 導入可能性調査			アドバイザー業務									
民間事業者						基本・実施設計	建設工事				維持管理運営(公園全体を想定)		